

新庄市子ども・子育て支援事業計画

《中間評価結果》

(最終形)

平成29年 月

新 庄 市

## 新庄市子ども・子育て支援事業計画の評価について

◎以下の3点について、評価を実施します。

### 1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

評価の指標	保育所・幼稚園・認定こども園等で提供している教育・保育の利用数
-------	---------------------------------

### 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

評価の指標	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域子ども・子育て支援事業の利用数</li><li>・ 進捗状況：計画値に対する進捗の状況を4段階で評価</li></ul> A：実績値が計画値を超えている B：実績値が計画値と同程度で推移している C：実績値が計画値に近づいている D：実績値が計画値を下回っている
-------	--

### 3 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

評価の指標	地域子ども・子育て支援事業についての財源確保状況
-------	--------------------------

# 1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

【新庄市子ども・子育て支援事業計画(34ページ)】

## <評価の方法>

◎平成27年度・平成28年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保について、(計画)と(実績)を量の見込みと比較します。この表の中では参考として、(実績利用定員)を提示しています。

単位：人

		1年目(平成27年)			2年目(平成28年)			(参考) 3年目(平成29年)			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
①	量の見込み(必要利用定員総数)※1	290	525	310	290	520	305	285	515	300	
② 確保の内容	給付対象	教育・保育施設(計画) (幼稚園、保育所等)※2	10	430	160	220	470	155	215	515	150
		教育・保育施設(実績利用定員) (幼稚園、保育所等)※3	15	420	175	15	478	223	-	-	-
		教育・保育施設(実績) (幼稚園、保育所等)※4	9	379	170	9	445	216	-	-	-
	地域型保育事業(計画) (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	-	-	-	80	-	-	150	
	地域型保育事業(実績利用定員) (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	-	-	-	91	-	-	-	
	地域型保育事業(実績) (小規模保育、事業所内保育等)	-	-	-	-	-	87	-	-	-	
	給付対象外	確認を受けない幼稚園(計画)	280	-	-	70	-	-	70	-	-
		確認を受けない幼稚園(実績)	275	-	-	270	-	-	-	-	-
		認可外保育施設(計画)	-	95	150	-	50	70	-	-	-
		認可外保育施設(実績)	-	97	150	-	31	49	-	-	-
	②-①(計画)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	②-①(実績)	△6	△49	10	△11	△44	47	-	-	-	

※各年度4月1日現在

## ○現状

- ・ 1号認定<sup>※5</sup>・2号認定<sup>※6</sup>の利用数については、平成27年度・平成28年度において、実績値が計画値を下回っている。
- ・ 3号認定<sup>※7</sup>の利用数については、平成27年度・平成28年度において、計画値を上回って提供体制を確保している。

## ○分析

- ・ 私立幼稚園の新制度に基づく施設への移行が当初の計画より進んでいないと考えられる。
- ・ 認可外保育施設が認可保育所と小規模保育施設に移行したため、3号認定の確保につながったと考えられる。

## ○今後の対応方策

- ・ 3号認定については、利用数が増加傾向にあるので、今後も利用定員の見直しによる適正化等により、提供体制を確保する必要がある。

- 
- ※1 **量の見込みとは**、「新庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、平成25年度に行った「新庄市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」による利用意向割合及び将来の就学前児童人口推計や保育施設の利用実績から、児童数を設定したもの
  - ※2 **(計画)とは**、「新庄市子ども・子育て支援事業計画」策定時に、設定した量の見込みに対応するよう教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について設定したもの
  - ※3 **(実績利用定員)とは**、各年度における実際の利用定員
  - ※4 **(実績)とは**、各年度における入所児童数
  - ※5 **1号認定とは**、満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
  - ※6 **2号認定とは**、満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
  - ※7 **3号認定とは**、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

【新庄市子ども・子育て支援事業計画(35ページ～)】

### <評価の方法>

◎地域子ども・子育て支援事業について、(計画)と(実績)を量の見込みと比較します。

#### (1) 利用者支援事業(新規)

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①利用者の個別ニーズの把握、それに基づいた情報の集約・提供、各種相談
- ②地域にある施設・事業の総合的な利用者支援
- ③関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり

(関係機関との連携)

実施主体は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している機関のほか、地域における児童相談所、保健所といった保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、NPO法人等の関係機関・団体等に対しても本事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めることとします。

【量の見込みと確保の内容】 ※実施主体(場所)は、新庄市地域子育て支援センター

事業名	内容	1年目 (H27)	2年目 (H28)	(参考) 3年目 (H29)
利用者支援事業	①量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所
	②確保の内容(計画)	1箇所	1箇所	1箇所
	②確保の内容(実績)	0箇所	0箇所	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△1	△1	—

## ○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

## ○分析

- ・重要な役割を担った事業であり、国の当該事業の要件には該当しないが、市の単独事業として利用者支援相談員を配置して類似事業を実施し、情報提供等を行っている。

## ○今後の対応方策

- ・計画期間内に1か所確保することを目標に取り組む必要がある。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・助言、情報の提供その他の支援を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①親子の交流の場の提供                      ②子育てに関する相談・助言
- ③地域の子育て関連情報の提供            ④子育て支援に関する講習等

### 【取り組み状況等】

#### ①地域子育て支援拠点事業（延べ利用人数）

（単位：人日）

施設名称\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
新庄市地域子育て支援センター	3,183	3,412
パリス保育園子育て支援センター	1,550	1,458
新庄保育園子育て支援センター	1,867	1,460
合 計	6,600	6,330

資料：子育て推進課調べ

#### ②子育て相談件数

（単位：件）

施設名称\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
新庄市地域子育て支援センター	314	207
パリス保育園子育て支援センター	161	135
新庄保育園子育て支援センター	41	54
合 計	516	396

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	(参考) 3 年目 (H29)
地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	7,824	7,620	7,500
	②確保の内容(計画)	7,824	7,620	7,500
	②確保の内容(実績)	7,116	6,726	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△708	△894	—

○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

○分析

- ・利用数の増減はあるが、数値は同程度で継続できており、親子の交流の場等の子育て支援の拠点施設として軌道に乗ってきていると考えられる。

○今後の対応方策

- ・子育て支援事業として重要な事業であり、あらためて周知活動を重ね、今後も継続して実施する必要がある。



### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、主に以下の内容で妊婦健康診査を実施します。

#### I. 回数・実施時期

- ①初期～妊娠 23 週：4 週間に 1 回、②妊娠 24～35 週：2 週間に 1 回、  
③妊娠 36 週～分娩：1 週間に 1 回 合計 14 回

#### II. 検査項目

##### ●各回実施する基本的な項目

- ①健康状態の把握（妊娠月週数に応じた問診、診査等）  
②定期検査  
③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査

##### ●上記以外の各種医学的検査

- ①血液検査（血液型、血算、血糖、B 型肝炎抗原、C 型肝炎抗体、HIV 抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体）  
②子宮頸がん検診（細胞診）  
③超音波検査・・・必要に応じて  
④B 群溶血性レンサ球菌（GBS）  
⑤性器クラミジア抗原検査  
⑥HTLV-Ⅰ抗体検査  
⑦超音波検査 4回(H28 年度追加)

#### 【取り組み状況等】

妊婦健康診査（指定医療機関実施）

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度
妊婦健康診査	409	365

資料：健康課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	(参考) 3 年目 (H29)
妊婦健康診査	①量の見込み	450	450	450
	②確保の内容(計画)	450	450	450
	②確保の内容(実績)	409	365	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△41	△85	—

○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

○分析

- ・妊娠届出数の減少傾向に伴い、妊婦健康診査も減少傾向にあると考えられる。

○今後の対応方策

- ・妊婦の健康管理を図る上で重要な事業であるため、継続して実施する必要がある。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。母子保健法による新生児・乳児訪問を「こんにちは赤ちゃん事業」として位置づけ実施します。

主に以下の内容で実施します。

- ①乳児・産婦の心身の状態や養育環境の把握及び助言
- ②育児に関する不安や悩みの聴取・相談
- ③子育て支援に関する情報提供
- ④支援を必要とする家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

【取り組み状況等】

乳児家庭全戸訪問

(単位：件、人、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度
訪問件数 (A)	272	243
訪問対象家庭数 (B)	274	245
訪問率 (A/B)	99.2	99.1

資料：健康課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内 容	1 年目	2 年目	(参考)
		(H27)	(H28)	3 年目 (H29)
乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	300	300	300
	②確保の内容(計画)	300	300	300
	②確保の内容(実績)	272	243	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△28	△57	—

## ○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

## ○分析

- ・出生数の減少により、訪問件数が減っている。本事業を行うことにより、乳児の成育状況把握や早期からの子育て支援につながっていると考えられる。

## ○今後の対応方策

- ・今後も早期から適切な育児支援が受けられるよう、母親支援を行い、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うため、継続して事業を実施する必要がある。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援します。

【取り組み状況等】

養育支援訪問

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度
専門的相談支援	20	20

資料：健康課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	(参考) 3 年目 (H29)
養育支援訪問事業	①量の見込み	25	25	25
	②確保の内容(計画)	25	25	25
	②確保の内容(実績)	20	20	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△5	△5	—

## ○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

## ○分析

- ・養育支援訪問が必要な家庭が当初の計画より少ないと考えられる。
- ・出生数の減少により、相談支援数は当初の計画より下回っている。

## ○今後の対応方策

- ・妊婦健康診査・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業と連携しながら、育児相談、指導、助言等の支援を行う必要がある。

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。(短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」及び夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」)

### 【短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」】

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

### 【夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」】

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。宿泊も可能。

## 【取り組み状況等】

### 短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」

(単位：人、日)

利用者等\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	1	4
利用日数	2	48

資料：子育て推進課調べ

### 短期入所生活援助事業「ショートステイ事業」(障がい児等支援事業)(単位：人、日)

利用者等\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	3	1
利用日数	10	2

資料：成人福祉課調べ

### 夜間養護等事業「トワイライトステイ事業」

(単位：人、日)

利用者等\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	41	47
利用日数	104	111

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	(参考) 3 年目 (H29)
子育て短期支援事業	①量の見込み	54	53	53
	②確保の内容(計画)	54	53	53
	②確保の内容(実績)	116	161	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	62	108	—

○進捗状況

A：実績値が計画値を超えている

○分析

- ・保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に預けるための受入れ体制ができていると考えられる。

○今後の対応方策

- ・子育て短期支援事業については、現行の事業により対応できている。今後も事業の継続が必要である。
- ・利用数が当初の計画より多く、また増加傾向なので、量の見込みの見直しによる適正化が必要である。



(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

主に以下の内容で実施します。

- ①幼稚園、保育所等の開始時刻前及び終了時刻後に児童を預かります。
- ②幼稚園、保育所等への送迎を行います。（徒歩のみ）
- ③通院、冠婚葬祭やリフレッシュのため児童を預かります。

【取り組み状況等】

○ファミリー・サポート・センター事業（単位：人、日）

利用者等\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用者数	148	115
利用日数	148	115

資料：子育て推進課調べ

※ファミリー・サポート・センター事業の中には、「新庄市ファミリー・サポート・センター」及び「ファミリー・サポート・センターもがみ」が存在する。計画策定時には、「ファミリー・サポート・センターもがみ」のみであったが、平成28年9月より「新庄市ファミリー・サポート・センター」を設立した。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	(参考) 3 年目 (H29)
ファミリー・サポート ・センター事業	①量の見込み	15	15	15
	②確保の内容(計画)	15	15	15
	②確保の内容(実績)	148	115	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	133	100	—

○進捗状況

A：実績値が計画値を超えている

○分析

- ・当初の計画を大幅に超えている。会員登録を行うことや会員同士の交流等、子育ての安心感確保と子育て支援が強化されていると考えられる。

○今後の対応方策

- ・通常事業と緊急対応事業を行うことにより、会員数の拡大と利便性の向上を図る必要がある。
- ・利用数が当初の計画より多く、**量の見込みの見直しによる適正化**が必要である。

## (8) 一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

### ①幼稚園の預かり保育

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児の健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行います。

### ②保育所の一時保育（認可外保育施設含む）

保育所に通年入所している児童以外の児童で、下記の利用要件を満たす場合、一時的に保育を行います。

- ・ 利用要件 ○保護者の病気、けが、介護、看護、通院、冠婚葬祭など  
○保護者の不定期就労、リフレッシュ、買い物など

## 【取り組み状況等】

### ①幼稚園の預かり保育

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	5	5
延べ利用者	19,767	18,759

資料：子育て推進課調べ

### ②保育所の一時保育（認可外保育施設含む）

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	6	3
延べ利用者	1,271	993

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	(参考) 3 年目 (H29)
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	①量の見込み	21,981	21,651	21,326
	②確保の内容(計画)	21,981	21,651	21,326
	②確保の内容(実績)	19,767	18,759	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△2,214	△2,892	—
一時預かり事業 (保育所の一時保育)	①量の見込み	1,818	1,791	1,764
	②確保の内容(計画)	1,818	1,791	1,764
	②確保の内容(実績)	1,271	993	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△547	△798	—

○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

○分析

- ・認可外保育施設の小規模保育施設への移行により利用数は減少しているが、保育ニーズに対応した形で実施された一時預かり事業により、子育て支援環境の整備が図られたと考えられる。

○今後の対応方策

- ・事業の実施により、子育て世帯が就労と子育ての両立ができるよう支援の充実が必要である。

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間以外の時間において、保育所等において保育を行います。

本市の基本保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までと設定していますが、さらに認可保育所では3時間20分～4時間枠で、認可外保育施設では3時間～5時間20分枠で延長保育を実施しています。

※平成28年4月1日現在

保育所を利用できる時間については、「保育短時間」・「保育標準時間」のどちらの区分で認定されているかによって異なります。

原則として、就労などの「保育を必要とする理由」の時間が保育時間となり、下記の認定時間は、最長で利用することのできる保育時間です。

＜保育短時間＞ 通常保育時間の8時間を利用可能な時間帯

＜保育標準時間＞ 通常保育時間を含む最長11時間を利用可能な時間帯

設定されている保育時間を超えて保育所を利用することもできますが、保育料の他に「延長保育料」が加算されます。延長保育が利用できる時間帯は、各保育所の開所時間により異なります。

【取り組み状況等】

保育時間の設定区分（平成28年4月1日現在）

（単位：箇所）

区 分	開設時間帯	実施施設数			
		認可保育所		小規模 保育施設	認可外 保育施設
		市立	民間立		
延長保育	午前6時30分～午前8時30分				
	午前7時00分～午前8時30分		1	2	1
	午前7時15分～午前8時30分		1		
	午前7時20分～午前8時30分		1		
	午前7時30分～午前8時30分	2	2	3	2
	午前7時45分～午前8時30分				
通常保育	午前8時30分～午後4時30分	2	5	5	5
延長保育	午後4時30分～午後6時30分				1
	午後4時30分～午後6時50分	2			
	午後4時30分～午後7時00分		1	3	2
	午後4時30分～午後7時15分		1		
	午後4時30分～午後7時30分		3	2	1
	午後4時30分～午後7時50分				1

資料：子育て推進課調べ

延長保育利用者数（平成28年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	開設時間帯	延長保育利用者数			
		認可保育所		小規模 保育施設	認可外 保育施設
		市立	民間立		
延長保育	午前6時30分～午前8時30分				
	午前7時00分～午前8時30分			3	
	午前7時15分～午前8時30分				
	午前7時20分～午前8時30分				
	午前7時30分～午前8時30分				
	午前7時45分～午前8時30分				
	午後4時30分～午後6時30分				6
	午後4時30分～午後6時50分	3			
	午後4時30分～午後7時00分		3	8	1
	午後4時30分～午後7時15分		17		
	午後4時30分～午後7時30分		32	2	
	午後4時30分～午後7時50分				5

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	(参考) 3 年目 (H29)
延長保育事業	①量の見込み	530	526	522
	②確保の内容(計画)	530	526	522
	②確保の内容(実績)	94	77	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△436	△449	—

## ○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

## ○分析

- ・すべての保育施設で延長保育事業は実施されているが、保育標準時間認定の場合は11時間を超えての利用児童数となるため、該当利用数が少なくなったと考えられる。

## ○今後の対応方策

- ・延長保育事業については、提供体制が確保できており、今後についても、継続して実施していく必要がある。



(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行います。

【病児対応型】

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【病後児対応型】

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

【取り組み状況等】

病後児保育

(単位：箇所、人日)

実施施設等\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	1	1
延べ利用者（市内）	529	202
延べ利用者（市外）	580	8

資料：子育て推進課調べ

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

事業名	内 容	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	(参考) 3 年目 (H29)	
病児保育事業 (病児・病後児対応型)	①量の見込み	853	840	828	
	②確保の内容(計画)	853	840	828	
	②確保の内容(実績)	529	202	—	
	※H28～ 病児対応型	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△324	△638	—	

## ○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

## ○分析

- ・事業が保育ニーズに対応した形で実施されたが、国の「仕事と家庭の両立支援対策」により、女性の就労支援が充実し、企業努力により休みやすい職場環境になってきたこと、また感染症の流行の度合等により利用件数が減ったと考えられる。

## ○今後の対応方策

- ・事業の実施により、子育て世帯が就労と子育ての両立ができるよう、地域の保育所等への情報提供や保護者への感染症に対する啓発活動等、事業の周知と合わせて支援の充実が必要である。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や週末等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【取り組み状況等】

①放課後児童クラブ（公設民営）

（単位：箇所、人）

実施施設等\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	4	4
低学年利用者数	158	172
高学年利用者数	14	24

※各年度 5 月 1 日現在

資料：子育て推進課調べ

②放課後児童クラブ（民設民営）

（単位：箇所、人）

実施施設等\年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施施設数	6	6
低学年利用者数	131	123
高学年利用者数	44	39

※各年度 5 月 1 日現在

資料：子育て推進課調べ

## 【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所、人)

事業名	内容	1年目 (H27)	2年目 (H28)	(参考) 3年目 (H29)
放課後児童健全育成事業	実施施設数	10	10	10
放課後児童健全育成事業 (低学年 1~3年生)	①量の見込み	178	168	159
	②確保の内容(計画)	178	168	159
	②確保の内容(実績)	289	295	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	111	127	—
放課後児童健全育成事業 (高学年 4~6年生)	①量の見込み	93	90	87
	②確保の内容(計画)	93	90	87
	②確保の内容(実績)	58	63	—
	②-① (計画)	0	0	0
	②-① (実績)	△35	△27	—

## ○進捗状況

放課後児童健全育成事業（低学年 1~3年生）

A：実績値が計画値を超えている

放課後児童健全育成事業（高学年 4~6年生）

D：実績値が計画値を下回っている

## ○分析

- ・少子化に伴い人口が減っているが、女性の就労数が増加傾向等により、放課後児童健全育成事業のニーズが増加し、利用数が増えていると考えられる。

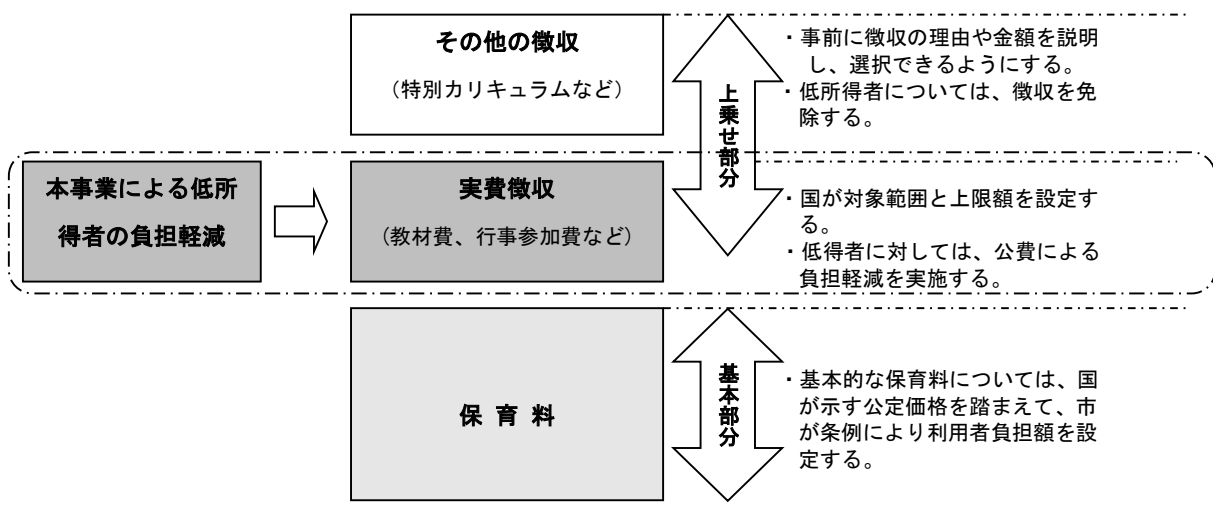
## ○今後の対応方策

- ・放課後児童健全育成事業の実施により、子育て世帯が就労と子育ての両立ができるよう受け入れ体制の確保が必要である。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

【実費徴収に係る補足給付を行う事業のイメージ図】



○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

○分析

- ・低所得者世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、当該事業によって保護者の負担を軽減するものであるが、対象者をどのようにするか決まっておらず、進んでいない。

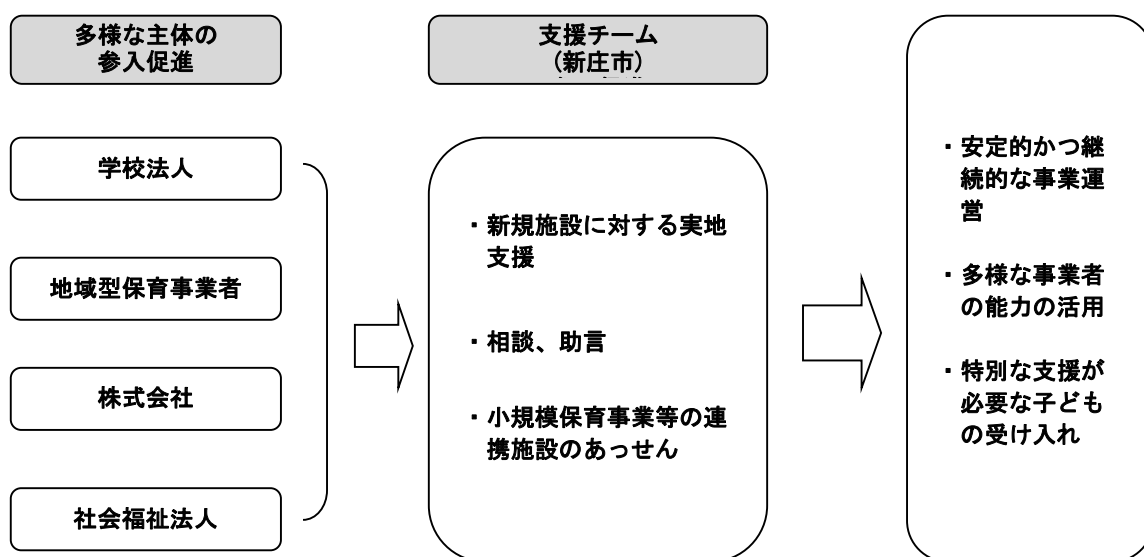
○今後の対応方策

- ・計画期間内の取組みが必要である。

### (13) 多様な事業者の参入を促進する事業（新規）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を支援します。

#### 【多様な事業者の参入を促進する事業のイメージ図】



#### ○進捗状況

D：実績値が計画値を下回っている

#### ○分析

- ・子育て推進課において認可保育所、小規模保育施設への移行に係る相談、助言を行っている。

#### ○今後の対応方策

- ・**当市においては、新規施設としての例がなく、**新規事業である本事業について検討が必要である。

### 3 子ども・子育て支援事業の実施状況

○子ども・子育て支援事業決算額

(単位：円)

事業名	平成27年度	平成28年度	増減
(1) 利用者支援事業	—	—	—
(2) 地域子育て支援拠点事業	36,384,616	44,193,062	増
(3) 妊婦健康診査	19,142,380	19,964,750	増
(4) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	79,160	135,416	増
(5) 養育支援訪問事業	58,320	17,309	減
(6) 子育て短期支援事業	0	264,000	増
(7) ファミリー・サポート・センター 事業(子育て援助活動支援事業)	0	3,000,000	増
(8) 一時預かり事業	3,160,000	1,580,000	減
(9) 延長保育事業	2,684,000	6,568,000	増
(10) 病児保育事業(病児・病 後児保育事業)	7,021,000	6,697,000	減
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	59,959,545	65,208,006	増
(12) 実費徴収に係る補足給付 を行う事業	—	—	—
(13) 多様な事業者の参入を促 進する事業	—	—	—

## ○現状

- ・ 13事業中「増」が7事業、「減」が3事業、平成28年度において、予算措置のないものが3事業となっている。
- ・ 最も「増」のかい離が大きい事業は、「延長保育事業」、次いで「乳児家庭全戸訪問事業」となっている。
- ・ 「減」のかい離が大きい事業は、「養育支援訪問事業」「一時預かり事業」となっている。

## ○分析

- ・ 平成28年度には13事業中10の事業が実施となり、順調に成果は向上していると考えられる。
- ・ 「一時預かり事業」と「ファミリー・サポート・センター事業」の実施により、預かりの時間によって、利用する事業を選択することができていると考えられる。

## ○今後の対応方策

- ・ 「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入を促進する事業」については、計画期間内で検討・取り組みが必要である。